

宇治田原町木材の利用促進に関する基本方針

宇治田原町

平成26年3月

(令和8年2月改正)

宇治田原町木材の利用促進に関する基本方針

平成26年3月策定

令和8年2月改正

第1 趣旨

この基本方針は、京都府内産木材（以下「府内産材」という。）の利用を促進するため、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、京都府が定めた「京都府産木材の利用の促進に関する基本方針」（令和5年3月策定）に即して、法第12条第1項の規定に基づき、町内の建築物等の整備において宇治田原町内産木材（以下、「町内産材」という。）及び府内産材の利用を促進するため必要な事項を定める。

第2 建築物等における木材の利用促進の意義及び基本的方向

1 建築物等における木材の利用促進の意義

木材は、再生産可能な資材であり、木材の需要を拡大することは、森林の適正管理や林業・木材産業など地域経済の活性化につながり、森林が有する多面的機能の持続的発揮と資源循環型社会の形成に役立てることができる。

木材は、断熱性や調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、木の香りや木目の癒し効果、木肌のぬくもりが、快適な住環境の形成に役立つ素材である。

町内産材及び府内産材の利用を促進し、需要を拡大することは、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や林業・木材産業等、地域経済の活性化にも資する。

また、木材は生産・加工時のエネルギー消費が比較的少なく、建築物等への利用によって長期間にわたり炭素が貯蔵され、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、脱炭素社会の実現にも貢献する「環境にやさしい」素材である。

府内産材の利用を促進することにより、快適な生活空間の形成、二酸化炭素の排出抑制及び建築物等における炭素の蓄積増大を通じた地球温暖化の防止や循環型社会の形成、さらには、京都の林業・木材産業の育成にも貢献することが期待できる。

2 公共建築物等における木材の利用促進の基本的方向

公共建築物等は、多くの住民に利用される施設であり、住民に対して木との触れ合い、木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

本町は、木材の良さを住民にPRして、住宅等の一般建築物や生活用品等にまで木材の利用促進に対する意識を醸成するため、多くの住民が利用する公共建築物や備品

等において町内産材及び府内産材の利用を率先して推進する。

第3 建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本事項

建築物等の整備においては、可能な限り「木造」又は「木質製品」とする。

ただし、以下に掲げる構造上、法令等により木造化・木質化の困難な①から③の場合は除く。

①建築基準法等の法令の規定や施設の設置基準などにより木造化・木質化が困難な場合

②建築物等に求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、構造計画やコストの面で木造化・木質化が困難な場合

③災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設、屋外で一般住民が使用する施設など、当該建築物等に求められる機能等の観点から、木造化・木質化に馴染まない又は木造化・木質化を図ることが困難な場合

1 木材の利用促進を図る公共建築物

町内の庁舎のほか、町立の教育施設、文化施設、運動施設、福祉施設、医療施設等の住民が利用する機会が多い公共建築物や町営住宅を対象とする。

2 公共土木

本町が実施する土木工事又は公共建築物、公園などの外構工事における各種資材及び仮設資材等を対象とする。

3 その他

町有施設における机、椅子、書架などの調度品、文具などの消耗品を対象とする。

4 町内産材の定義

原則として本町域からの搬出経過のわかる木材とする。

5 本方針で利用を促進する府内産材

原則として「京都府産木材認証（ウッドマイレージCO2京都の木認証）」を受けた木材の利用とするが、当該木材の使用が困難な場合は、「京都府産木材証明（京都の木証明）」を受けた木材とする。

※ 京都府産木材認証（ウッドマイレージCO2京都の木認証）を受けた木材とは、京都府木材認証制度により、府内産木材であることや輸送時に排出される二酸化炭素の削減が証明された木材。

※ 京都府産木材証明（京都の木証明）とは、令和元年度に創設された木材の産地（京都府産）が証明された木材。

第4 町が整備する公共建築物等における木材利用の目標

1 公共建築物の木造化・内装木質化

本町が整備する以下の施設は、可能な限り木造とする。

また、木造で整備する施設はもとより、RC構造などの非木造の施設においても、内装の木質化を可能な限り推進する。

- ①学校施設(小・中学校)
- ②社会福祉施設(保育所等)
- ③医療施設(保健センター、診療所等)
- ④社会教育施設(文化センター等)
- ⑤警察施設(交番)
- ⑥消防施設(消防署、消防団詰所等)
- ⑦住宅施設(町営住宅等)
- ⑧公園施設(管理棟・案内所等)
- ⑨農林水産業関連施設(林業センター等)
- ⑩商工業関連施設(商工センター等)
- ⑪庁舎
- ⑫その他①～⑪に類する施設

2 土木工事

本町が実施する以下施設の整備については、土木工事又は外構工事での各種資材及び仮設資材などで、可能な限り町内産材または府内産材・木製品の使用を考慮する。

- ①農林水産業関連施設
- ②道路施設
- ③公園施設
- ④河川施設
- ⑤外構施設
- ⑥その他①～⑤に類する施設

3 その他

町有施設における机、椅子、書架などの調度品や、文具などの消耗品のうち、調達可能なものについては、可能な限り町内産材または府内産材を使用した木製品の導入を考慮する。

第5 民間での木材利用拡大

民間での木材利用の取組を拡大するため、関係団体等の協力を得て、民間での建築計画の情報収集や木材利用の働きかけに努めるとともに、京都府や山城eco木材供給協議会と連携して京都府(山城)産木材の供給に関する情報発信に努める。

民間での木材利用を促進する建築物は、広く住民に利用され、住民の文化・福祉の向上に資するなど、公共性が高いと認められる公民館、社会福祉施設(老人ホーム、幼稚

園等)、診療所や住民の目に触れる機会が多く展示効果が高い建築物とする。